

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

〈説明〉

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等においてあきらかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分）

20,000千円

（歳出）

社会保障施策に要する経費

333,722千円

（単位：千円）

事業等	令和6年度 当初予算 計上額	事業費					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 （社会保障財源化分）	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	584	166	0	0	35	383
	障害者福祉事業	27,416	18,571	0	0	1,643	7,202
	高齢者福祉事業	60,818	285	15,000	20,001	3,645	21,887
	児童福祉事業	76,371	25,877	15,000	18,630	4,577	12,287
	母子福祉事業						0
		165,189	44,899	30,000	38,631	9,900	41,759
社会保険費	介護保険事業	22,600	530	0	0	1,354	20,716
	国民健康保険事業	75,005	27,255	0	1,000	4,495	42,255
	後期高齢者医療事業	28,959	3,188	0	0	1,736	24,035
		126,564	30,973	0	1,000	7,585	87,006
保健衛生費	健康増進対策事業	3,503	142	0	0	210	3,151
	疾病対策事業	33,809	70	0	0	2,026	31,713
	母子保健事業	4,657	2,464	0	0	279	1,914
		41,969	2,676	0	0	2,515	36,778
	333,722	78,548	30,000	39,631	20,000	165,543	

※1 事業費は、事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）を除外しています。